

国際競争ネットワーク (International Competition Network: ICN) ワークショップに参加して

第二東京弁護士会会員
渥美 雅之
Atsumi, Masayuki

私は、日弁連による若手国際会議参加支援制度を利用し、2017年10月4日～6日にカナダのオタワで開催された国際競争ネットワーク (International Competition Network、以下「ICN」という。) カルテルワークショップに参加した。これまでにも多数の国際会議に参加してきたが、今回は、受動的な参加にとどまらず、初めてパネルにおけるモデレーターを務めるという貴重な経験を得ることができた。

1 ICNについて

ICNとは、競争法（独禁法）執行当局がメンバーとなり、各国の競争法政策、執行活動について議論することを目的とした国際的なネットワークである¹⁾。2018年1月時点では加盟国・地域は136に及び、各国の執行当局が競争法について議論をする場としては最大規模のものである。

ICNでは、毎年1回各当局からの参加者が集まりその時々の競争法上の課題について話し合う年次総会、及び、競争法の各重要テーマ（カルテル・企業結合・単独行為等）について専門家が集まり議論を行うワークショップを行っている。その中心は、競争法当局間での議論であるが、その他の関係者からの意見を取り入れるため、弁護士、学者等の非政府アドバイザーによる貢献も積極的に推奨されている。そこで、私も、公正取引委員会より推薦を受け、日本の非政府アドバイザーとして2017年のカルテルワークショップに参加し、モデレーターを務めることとなったのである。

2 カルテルワークショップの概要

カルテルワークショップは、入札談合・価格

カルテルなどいわゆるハードコア・カルテルと呼ばれる競争法違反案件類型に関連したトピックについて、各国当局が議論をする場である。

今回のワークショップ²⁾は、「公共調達におけるカルテル行為への対応」("Combatting Cartels in Public Procurement") をテーマとして取り上げた。日本においても、以前から公共調達における入札談合行為が後を絶たず、最近でもコンスタントに摘発事例が出るなど、古くて新しい問題である。入札談合によって本来あるべき価格よりも高い価格での調達を余儀なくされたとすれば、その分国民の税金が余分に支出され、入札談合参加者が不当に利することになる。いわば「税金泥棒」と同じ行為であり、特に厳しく取り締まるべき行為類型であるとの共通認識が各国で醸成されつつある。

今回のワークショップでは、明確な独禁法違反行為である入札談合行為をどのように取り締まるかについて、法執行活動の各段階（調査の端緒、調査活動、違反行為抑止）に分け、それぞれの段階における問題点について、各国の担当者間で活発な議論を行った。

3 担当パネルでの議論概要

私がモデレーターを担当したパネルのテーマは、調査の端緒 (Detection) のトピックの中における「入札談合事実発見のためのその他の方法」("Other methods of bid-rigging detection") というテーマであった。

入札談合・カルテルは、密室で行われることが多いため、当局が端緒情報を得るのが難しいと言われている。その中で、日本を含めたほとんどの国は、入札談合などの一定の競争法違反行為を当局に対して自主的に申告した場合に

1) より詳細な情報については、ICN公式HP (<http://www.internationalcompetitionnetwork.org/>) を参照されたい。

2) 今回のカルテルワークショップの詳細、使用されたプレゼンテーション資料の一部は、公式HP (<http://icncartelworkshop2017.ca/>) にアップされている。

罰金／制裁金を減免する、いわゆる「リニエンシー制度」を採用し、入札談合行為の発見に大きな成果をあげている。しかし、リニエンシー制度も決して万能なわけではなく、違反行為の発見のためには、当局側が独自かつ積極的に情報収集することも必要である。このような背景から、リニエンシー制度以外の端緒情報入手方法について議論を行うために設置されたのが本パネルである。

パネルメンバー4名のうち私を除く3名は、当局において執行活動を担当する担当官であったことから、私がモデレーターとして各パネリストに対して質問する等して議論をリードする役割を担当し、3名には各当局における制度や経験を紹介してもらうことにした。

ICNでは、より多様な視点からの議論・意見交換ができるよう、競争法執行の歴史の長い当局と、比較的歴史の浅い当局の双方からパネリストを選ぶことになっている。私が担当したパネルにも、2012年に発足したマラウイ競争委員会の代表者がパネリストとしてマラウイの現状を報告した。公共調達における入札談合を発見するためには、発注者である公共機関が、入札参加者による行動、入札価格動向など入札談合の疑いにつながり得る一次的情報を競争法執行当局に対して提供することが重要となるが、マラウイでは公共機関における競争法の認知度がまだ低いため、公共調達責任者と競争当局との間で、入札談合発見プログラムに係る覚書を締結し、定期的な意見交換、担当者への競争法の研修などを行い、入札談合の疑いのある情報の取得に努めているとのことであった。

また、アジアで存在感のある執行活動を行っている韓国公正取引委員会の国際カルテルの執

行担当をしているパネリストからは、韓国で採用している先進的な制度の紹介があった。韓国では、「ある情報提供者がカルテル・入札談合行為に係る情報を当局に提供し、その情報に基づいてカルテル・入札談合が摘発され、違反行為者に対して課徴金が課された場合には、当該情報提供者の貢献度に応じて情報提供者に対して報奨金を支払う」という制度が2012年から施行されており、大きな成功を収めているとのことであった。競争法の分野でこのような制度が導入されている国はほとんどないことから、聴衆からは多数の質問が寄せられ、活発な議論が行われた。

4 最後に

今回、日弁連の若手国際会議参加支援制度により渡航費等の一部を補助していただき、大変感謝している

独禁法・競争法分野の弁護士業務は、国際化が急速に進んでいるが、その流れは多かれ少なかれあらゆる法分野において共通しているのではないかと思う。その中で、自分の専門分野に関連する国際会議に参加し、クロスボーダー法実務の最新状況に触れ、各国からの参加者との意見交換・ネットワーク作りをすることは、日本で実務を行う若手弁護士にとって必要不可欠な経験となってきたているのではないだろうか。このような環境に身を置く若手弁護士が国際的キャリアを形成することを補助するために弁護士会が用意している制度は多数あり、これらを利用しない手はない。多くの若手弁護士が、各国際会議に積極的に出席し、その経験を積み重ねて、世界の議論をリードしていくことを期待したい。